

## 2. 産後ケア事業

### 制度の概要

- ◇ 厚生労働省は、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として産後ケア事業を創設（平成27年度開始）。市町村の実施率：66.5%（令和2年度）。令和6年度末までの全国展開を目指している（第4次少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定））。
- ◇ 母子保健法の一部改正（令和元年11月成立）により、令和3年4月から市町村における事業実施を努力義務化するとともに、改正法施行前の「出産直後から4か月頃までの時期」から、「出産後1年を経過しない女子、乳児」へと対象期間が延伸

### 主な調査結果

- 市町村の現場では、次のような課題を抱え、対応に苦慮

#### ① 委託先の偏在、産婦の移動支援

- ✓ 通所型も実施したいが委託先（病院等、保健師）が確保できない。老人保健施設などほかでも保健師のニーズは多くあるなど、同じ生活圏域の市町村を含め委託先がない。
- ✓ 域外に所在する助産所に短期入所型・通所型を委託しているが、助産所までは距離があり（自動車で1時間弱）、産後間もない産婦が出向くのは負担が大きいとする例
- ✓ 委託予定の助産所までは距離があり（自動車で約30分）、ケアを要する産婦が乳児を連れて自ら自動車を運転するのは負担。産婦の移動費用（タクシー代）も補助対象として認めてほしいとする例

#### ② 対象期間の延伸（産後4か月→1年）対応

- ✓ 生後4か月頃と生後1年頃までの子の発育・発達段階の変化（月齢に応じて寝返り、はいはい、歩行、離乳食の開始）やこれに伴う母親の悩みの変化もあり、
- ✓ 生後4か月超の乳児はコット（ベビーベッド）に入らず、入ったとしても転落の危険がある。委託先（短期入所型）において見守り要員を24時間配置することも現実的ではなく、生後4か月以上の受入れは困難
- ✓ 寝返りが始まると突然死を防止するため、常時、乳児を見守る要員が必要。委託先（通所型）では、母親のケア、食事の提供、乳児の世話を1人の助産師で行っており、乳児から離れる時間が生じるため対応困難

### 結果報告書P16～26

### 主な勧告

- 令和6年度末までの産後ケア事業の全国展開に向け、各地の現場が抱える課題（委託先の偏在やそれに伴う産婦の移動支援、対象期間の延伸対応など）を把握し、採り得る方策を検討の上、都道府県の役割を含め幾つかの選択肢を示すなど、市町村の産後ケア事業の実施を支援すること。（厚生労働省）

【調査対象市町村（事業実施41市町村）の対象期間延伸への対応状況（R3.10）】

改正法施行前  
（令和2年度）



改正法施行後  
（令和3年10月）



■ 1～2か月 ■ 4か月 ■ 5～10か月 ■ 1年